

# 不正改造は

# 犯罪です!!

環境破壊と  
交通事故の  
原因になります!!

## STOP! THE不正改造

不正改造車の使用者

整備命令の発令

不正改造を実施した者

6カ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

## 不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルのポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

# 不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。



このような改造は、**不正改造**です。

- 1** 灯火類の灯光の色を変更  
クリアレンズ等不適切な灯火器  
及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

- 2** 運転者席・助手席の窓ガラスへの  
着色フィルム等の貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



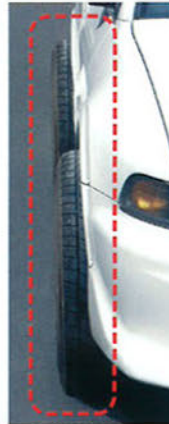
- 3** 基準外ウイングの取付け



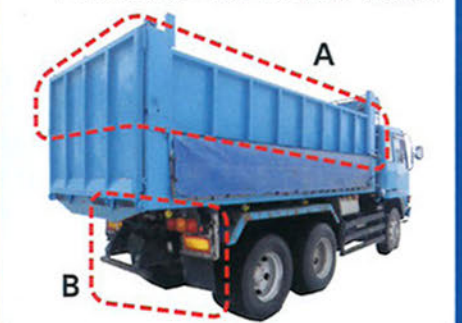
- 4** 基準不適合  
マフラーの  
装着/  
消音器の  
取り外し



- 5** タイヤ及び  
ホイールの車体  
(フェンダー)外  
へのはみ出し



- 6** A. 荷台さし枠の取付け・燃料  
タンクの増設  
B. 突入防止装置の切断・取外し



- 7** 前面ガラス等への  
装飾板の装着



- 8** 速度抑制装置(スピードリミッター)  
の解除・取外し



- 9** ディーゼル自動車が出す  
黒煙



このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車  
・黒煙  
110番

北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸局[不正改造] 052-952-8042	四国運輸局 087-835-6369
東北運輸局 022-791-7534	中部運輸局[黒煙] 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
北陸信越運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-6949-6453	沖縄総合事務局 098-866-1837
関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→

